

令和 7 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和 7 年 6 月 19 日（木）
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 令和 7 年 6 月 19 日 午前 9 時 01 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

1. 付託案件

議案第 42 号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 43 号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 45 号 財産の取得について

2. 報告事項

（１）「可児市下水道事業の適正な使用料について」の諮問について

（２）大森奥山地内（櫛ヶ丘）開発事業について

（３）可児市兼山・御嵩町地内太陽光発電施設計画の廃止について

（４）リニア中央新幹線（大森工区）の進捗状況について

（５）大森財産区におけるリニア残土仮置き場について

3. 協議事項

（１）名鉄広見線（新可児－御嵩駅間）について

（２）提言案について

（３）次期委員会への引き継ぎ事項（案）について

5. 出席委員 （８名）

委 員 長	伊 藤 壽	副 委 員 長	前 川 一 平
委 員	伊 藤 健 二	委 員	川 上 文 浩
委 員	酒 井 正 司	委 員	山 田 喜 弘
委 員	高 木 将 延	委 員	奥 村 新 五

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民文化部長	小 池 祐 功	建 設 部 長	中 井 克 裕
水 道 部 長	松 本 幸 太 郎	地 域 協 働 課 長	田 島 純 平
文化スポーツ課長	藤 本 里 美	土 木 課 長	間 渕 晃
都市計画課長	柴 山 正 晴	建 築 指 導 課 長	今 井 亨 紀

上下水道料金課長 松 岡 智 之

管財検査課長 太 田 武 則

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴 木 賢 司

議会総務課長 平 田 祐 二

議会事務局記 今 枝 明日香

議会事務局記 奥 村 晴 日

○委員長（伊藤 壽君） おはようございます。

ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

本日は、報道機関から取材の申込みがあり、撮影等を許可しましたので御承知おきください。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

初めに、1つ目、付託案件、議案第42号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 議案第42号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は25ページ、提出議案説明書は3ページです。

本議案につきましては、令和7年3月議会の建設市民委員会におきまして、改正の趣旨については説明させていただいておりますが、改めて御説明させていただきます。

再整備中の運動公園グラウンドにつきましては、東ゾーンの人工芝舗装工事を令和8年1月末を完了予定としておりまして、この工事をもちまして東ゾーンの整備工事が完了となります。本議案は、このたびの再整備によりまして、本条例に規定しておりますグラウンドの利用区分及び利用料金を見直し、改めるものです。

議案書25ページの料金表を御覧ください。

現行の利用料金は、グラウンド全面使用で1時間につき1,320円となっておりますが、2分の1については660円とその半額となっております。今回の見直しでは、市内の使用者の場合、東面使用または西面使用で770円、全面使用ではその合計、足しまして1,540円というように算定させていただきました。

まず、今回の見直しにおける利用料金の算定方法について少し御説明します。

修繕費や委託費などの年間の管理経費見込額を年間の開場時間で割った金額に受益者負担率50%を掛けまして、年間のグラウンド全面使用の1時間当たりの利用料金を3,080円と計算しました。片面を使用する場合は、その2分の1の料金1,540円と算定いたしました。

そして、グラウンドを多くの市民が使いやすい施設とするために、市内の使用者という区分を新設いたしまして、市内の使用者の場合は利用料金をその2分の1といたします。これはスタジアムの利用料金と同じ設定となっております。これによりまして、グラウンドを全面使用する場合の利用料金は、1時間につき現行では1,320円のところ、市内使用者の場合は1,540円、それ以外の場合は3,080円へと変更いたします。

委員会資料の2ページ、運動公園グラウンド図面を御覧ください。

毎回出させてもらっている図面になるんですが、このグラウンドの黄色囲いの西面と水色

囲いの東面の中間に防球ネットを設置しておりまして、それを設置することから東面利用及び西面使用が可能となり、利用料金はそれぞれ市内の利用者の場合、1時間につき全面使用料金1,540円の2分の1となる770円といたします。

また、1日単位の利用料金区分というものを新設いたします。1日を9時から17時までの8時間とし、1日8時間を7時間分の料金とし、市内の利用者は5,390円、それ以外は1万780円といたします。この利用料金区分はスタジアムでも設定しておりまして、大会開催での利用促進につながっていることから、グラウンドにも採用いたしました。

ナイター照明につきましては、現在の利用料金から変更せず、1時間当たり3,080円とし、東面もしくは西面を使用する場合は、その2分の1の1,540円といたします。照明の算定方法は、グラウンドと同様に年間の管理経費を年間のナイター照明可能時間で割ったもので、1時間当たり2,970円となりました。これは現行の利用料金3,080円よりも低額となりますが、市の公共施設使用料算定基準に従いまして、引き続き現行の利用料金3,080円といたします。

なお、照明の受益者負担率は100%とされておりますので、市内の利用者の区分は設けておりません。スタジアムにおいても同様となっております。

今後の予定といたしましては、附則にありますように、条例の施行は令和8年4月1日、施行に関し、必要な準備行為は施行日前においても行うことができるとしており、供用開始に向けた準備をしております。説明は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第42号に対する質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。

○委員（高木将延君） 市内の利用者ということは、代表者が市内なのか、あと申請者が市内在住であればいいのかというあたりを少し詳しく教えてください。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） お答えします。

市内の利用者の規定につきましては、可児市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第10条で規定しておりまして、市内に在住する者が半数以上在籍し、かつ18歳以上の者が代表者を務める団体、もしくは市内に所在地のある団体を団体登録していただくということで、市内料金の適用としております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方、お願いします。

○委員（川上文浩君） この可児市運動公園グラウンドの料金を設定するに当たって、西面と東面に分けてつくられています。ただ、この西面と東面、大きさも違えば初期コストも違うと思うんですけども、その辺のところは考慮したということはあるですか、ないですか。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 東面と西面で、確かに委員おっしゃいますように大きさも違いますし、仕様も異なっているんですが、現在使っていただいている方に負担をかけないようにということで、現行の利用料金をあまり大きく変えないようにということで、特に東面も西面も半分ということで設定させていただきました。

- 委員（川上文浩君） 使う側からすると不公平感がないのかなというのは、ちょっと懸念されるところかなというふうには思いますが、あと西面、東面それぞれで使うといったときの照明のコスト、要は多分東面だけを使うときは西面が消えているというような状況になって、西面だけ使うときは東面が消えているのか、全体にこれがついてしまうのか、そのコスト的な考え方はどのようにされましたか。
- 文化スポーツ課長（藤本里美君） それぞれ東面、西面を使うときは照明塔が幾つかありますので、それぞれ片方ずつの照明塔でということで、半分半分ということで考えました。
- 委員（川上文浩君） 面積が違うんですね。半分半分均等にそれができるのかということ、そこもやはり照明ですから、照明器具の数が増えれば当然電気代であるコストはかさむはずで、それも同じ値段ということで考えておられるということでしょうか。
- 文化スポーツ課長（藤本里美君） おっしゃるとおり面積が違いますので、料金で計算しますと厳密には差が出てくるものと思いますが、現行の利用者団体がなるべく使いやすいようにということで、分かりやすく2分の1ということで算定させていただきました。
- 委員（川上文浩君） この料金を決定するに当たって、コスト計算なりなんなりというのはほとんど入っていないということでしょうか。
- 文化スポーツ課長（藤本里美君） 照明につきましては、算定に用いました年間の管理経費から、電気使用料を計算いたしまして、あと電気保安の委託費ですとかそういったものは現行のスタジアムでかかっている料金を参考にしておりますが、あと照明の工事費などかかった金額、それを基に算定させていただいております。
- 委員（川上文浩君） やはりこういう料金を決めるときには、それぞれ施設があつて、それぞれでやはり規模も違えば、かかるコストも全然違ってくるわけです。いろんな公園もありますし。ですから、スタジアムに合わせるとか、あるいは合わせるではなくて、それぞれの施設でコストをしっかりと管理した上で、その50%なら50%という受益者負担分というものをそれぞれで考えていくというのが不公平感がなくなる一番の大切なところなので、あまりそこをなおざりにしたような料金の設定というのは今後考えていったほうがいいんじゃないかというふうに思います。
- 文化スポーツ課長（藤本里美君） また、今後の運用状況も見まして、その点についても注視してまいります。
- 委員（川上文浩君） ですから、必要なのは、決めるときの基準をどうしてどう積み上げていつて決めたんですかということが明確になっていれば、誰が見てもすぐ分かるわけですよ。この施設については、これだけの初期コストがかかっている、維持管理費がこれだけかかっている、使用するとこれだけかかっている、その金額を出して、ですからこの部分の半分は利用者に負担を願いますよという、それぞれの施設にとってやっていかないと、例えば本当にその施設が全然違うような、例えばカヤバスタジアムとどこかのグラウンドと同じような感覚ではないにしても、その辺のところをちゃんと明確にしておかないと、投資コストというのが発生してくるはずですので、そこところは、だからという説明をしっかりとでき

るようにしておかないと、なかなかこの利用料金がなぜこうなったのかというのが非常に曖昧な説明であると分かりにくいということになるので、それぞれの施設に対しては、それぞれやはりこういった考えで、こういう基に使用料をこうしておりますという決めをしっかりとしていかないと、地区センターは地区センターなりというように、それぞれの市が持っている公共施設の市民の利用に関しては様々な考え方があるでしょうから明確なものをつくっていただきたい、これは内部統制になると思うんですけれども。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） グラウンドの利用料金につきましては、年間管理経費ということで、市内では人工芝の管理ということで、参考にするものは、現在のカヤバスタジアムでかかっている料金を参考にはしておりますが、当初かかってくる備品の購入費ですとか、あと消耗品費、あと電気使用料ですね、基本料金ですとか、それぞれ本部棟ですとか管理棟ですとか建物はかかりますので、そういったところの電気料金も見込んでおまして、また上下水道の使用料もカヤバスタジアムは参考ですが、こちらも計算に算入しております。

また、委託費といたしまして、現在カヤバスタジアムでかかっているものを参考に、電気保安料ですとか定期清掃費用、あと人工芝のメンテナンスもかかってくるので、こういったものの金額なんかも算入しております。

あと、また修繕費といたしまして、人工芝の修繕ですとか張り替えにかかるような費用についても、今回年間管理経費の中で算定いたしました。

○委員（川上文浩君） 分かるんですけれども、部を超えてというか、所管する建物とか公園とかいろいろあるわけですから、公有財産というものは、それぞれやはりちゃんとしたそういった基準にのっとって料金が決められているということが明確になるように、ぜひ分かりやすい説明をお願いしたいなというふうに思います。今後よろしくお願いします。

○市民文化部長（小池祐功君） 今お話がありました公共施設の利用料金を決めるに当たっては、まず公共施設いろいろ種類がございますが、まず可見市の大前提として、市の公共施設使用料算定基準というものがございます。その基準に基づいて、各施設のいろいろな状況を加味しながら決めていくわけなんですけど、今回については、年間管理経費を年間で使える時間で割って受益者負担金を掛けて出すということで、こういった場合の受益者負担金は基準において50%というような決めがございますので、それに基づいて出したということで、施設自体を造る経費まで加えて経費の算定まではしていませんので、年間にかかる管理経費に開設時間をつけて、それに受益者負担金を掛けると、そういった算定の方法になっております。以上です。

○委員（山田喜弘君） 今の部長の説明だと、あくまでもランニングコストをどれだけ回収するかということで、そうなると、施設に対する老朽化していく、減価償却費なんかは考慮していないということではよろしいですか。

○市民文化部長（小池祐功君） 使用料の算定の中においては、年間にかかる管理経費を時間で割って受益者負担金を掛けるというところですね。

○委員（酒井正司君） この附則に、最後のほうに必要な準備行為は、この条例の施行日以前

にもできるという除外規定があるんですが、この意味をちょっと教えてください。

○文化スポーツ課長（藤本里美君） 準備行為につきましては、4月1日からの供用開始を目指すんですけれども、それに当たりまして、4月から利用できるように使用する団体からの申込みの受付ですとかそういった準備、申込みの受付はそれ以前から始まりますので、そういった資料の作成ですとか呼びかけ、周知行為などを準備させていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第42号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） 資料番号1、議案書の27ページを御覧ください。

あわせて、資料番号6、提出議案説明書3ページの下段をお願いいたします。

議案第43号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

前回の令和7年3月の建設市民委員会で既に御説明いたしました内容と変更はございません。先に改正の内容につきまして御説明いたします。休館日の追加と開館時間の短縮でございます。

休館日については、現在、毎週火曜日と年末年始、12月29日から1月3日までであったものを、毎月第1水曜日と祝日、それから年末年始の前後1日ずつの増加をさせていただくものでございます。開館時間につきましては、現在、午前9時から午後6時までですが、終了時間を午後5時までに変更するものでございます。

改正趣旨といたしましては、休館日を追加して開館時間を短縮することで、センタースタッフの毎月の確実な連休を確保することや、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやす

い環境を整えること、それから、令和8年度から指定管理者選定が始まりますが、そちらに向けて労働環境の整備を進めることで、事業者が指定管理者として応募しやすくなる条件整備にもなり、指定管理者制度の持続可能性も高まるということで、ひいては可児市における市民活動がより活発化するというふうに考えております。

これによる市民の方々への影響といたしましては、昨年度実績から見ますと、令和6年度の第1水曜日、それから祝日及び年末年始の12月28日、1月4日の全29日のうち、貸館利用では16日、相談では7日間、機器利用で7日間の利用で、いずれも多くの利用ではありませんでした。

また、午後5時以降の来客はほとんどありませんので、変更を広く周知させていただくことで市民利用者への影響は大きくないと考えております。

なお、条例の施行日は令和8年4月1日と規定いたしますが、次年度からの指定管理者をプロポーザル方式によって選定する準備期間の前に公布する必要がありますので、今議会に上程するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより議案第43号に対する質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。

○委員（山田喜弘君） 改めて、休日は何日増えたということなんですか。

○地域協働課長（田島純平君） 29日増えることになります。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

○委員（川上文浩君） これは本会議の質疑でも出ていたんですけど、休日をつくって夜間も短縮するということですね。

それは次のプロポーザルに向けてというような話もあるんですが、現在運営しているその団体が、もうちょっとこれではやっていけないよということから出ているのか。そもそも公益活動センターの活動として休日を増やす、夜間を減らすということを市のほうから提案されているのか、どちらなんでしょうか。

○地域協働課長（田島純平君） プロポーザルというか、指定管理の切替えを目前にしまして利用状況等々をモニタリング等しながら確認をしております。祝日を確認したところ、祝日の3分の2で来館者がなかったという事実であったり、来館があっても1名から2名または団体という程度を確認したというところもあり、その中でスタッフは2名から4名出勤しておるという状況は効率的な運営ではないんじゃないかというところで、こちらからの変更の提案ということでございます。以上です。

○委員（川上文浩君） 今後、プロポーザルと指定管理も含めた中でそういった管理をされているところについては、常にそういったモニタリングなりの検査をやられているということで認識してよろしいですか。

○地域協働課長（田島純平君） はい、そのとおりでございまして、年に4回のモニタリングの調査をしながら利用者等の確認、それから事業実績等々を確認しております。以上です。

○委員（川上文浩君） じゃあ、この条例変更については、ある特定する団体の要望があって決めたわけではないということによろしいですね。

○地域協働課長（田島純平君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いします。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第43号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○土木課長（間瀬 晃君） 議案第45号 財産の取得についてでございます。

資料番号1、議案書の30ページ、資料番号6、議案説明書の4ページとなります。

本件は、移動式排水ポンプを購入するもので、可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定される2,000万円以上の動産の買入に該当いたします。入札及び仮契約の締結までは完了しておりますので、今回上程させていただきました。

入札は、令和7年5月15日に指名競争入札で行われ、税込み予定価格4,906万円に対し、落札率100%、4,906万円で落札されました。

相手方は、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔様でございます。

5月21日に仮契約を締結しており、議決をいただいた場合、議決日をもって本契約として成立することとなっています。

納入期限は、令和7年7月31日としています。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方はお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） この機種の機械は初めてでしょうか。あるいは2代目か3代目か。

○土木課長（間渕 晃君） これは2代目で、昨年と同様のものを購入しております。以上です。

○委員（酒井正司君） これはどこへ配置される予定でしょうか。

○土木課長（間渕 晃君） 昨年度は木曽川の土田樋管に配置させていただいて、今年はその下流にあります下田樋管というところに設置予定でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方お願いします。

○委員（山田喜弘君） 改めて一式とあるんですけど、一式、取りあえず概要を説明してもらえますか。

○土木課長（間渕 晃君） まず、このユニックの大きさが2.4メートル掛ける1メートル掛ける1.4メートルのもので、そこに一式としてエンジン、油圧ポンプ、水中ポンプが設置されておりまして、大きさが、もう一回言いますと長さが2.4メートル、幅が1メートル、高さが1.4メートルで、その重量は約1トンでございます。以上です。

○委員（山田喜弘君） そのユニックだけど、どの免許で運転できるということですか。

○土木課長（間渕 晃君） これは2トントラックで運べますので、基本的には2トントラックであるので、通常の免許の方でいけると思います。以上です。

○委員（山田喜弘君） あと、排水能力は教えてもらえますか。

○土木課長（間渕 晃君） これは毎分15立米でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（山田喜弘君） 細かいことを聞いて申し訳ないけど、ホースってどのくらい延長になりますか。

○土木課長（間渕 晃君） 油圧ホースが30メートルで、排水ホースとしては50メートルでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（山田喜弘君） 取扱い、これを習得するための訓練とかというのは計画がありますか。

○土木課長（間渕 晃君） 当然ながらこの間の水防訓練も設置の訓練をいたしましたし、また4月の異動した後にも全員が取り扱えるように訓練を行っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○委員（奥村新五君） 指名競争入札ということですけど、何者で行われたんですか。

○土木課長（間渕 晃君） すみません、何者かというのはちょっと、手元に資料がございませんので。

○委員（奥村新五君） ほとんど株式会社ウスイ消防ばかりですので、競争入札なのか分かり

ませんが、ここで何者から応募があったということは分からないわけですか。

○委員長（伊藤 壽君） 土木課長、よろしいですか。

確認して後ほどお願いします。

〔発言する者あり〕

確認のほうをよろしくお願いします。

暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時33分

再開 午前 9 時35分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○土木課長（間渕 晃君） 先ほどの業者に関しましては、8者でございます。

○委員（奥村新五君） この入札のエリアというのは、全国なのか、中部なのか、県下なのか教えてください。

○土木課長（間渕 晃君） これは岐阜県内です。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） 暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時36分

再開 午前 9 時36分

○委員長（伊藤 壽君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかによろしいですか。

○委員（山田喜弘君） 分かればいいんですけど、先ほど排水能力が毎分15立方メートルという話なんですけど、具体的に何かイメージできるものはありますか。例えば小学校プールだったら20分ぐらいで排水できるとか、そのような何か参考の事例はありますか。

○土木課長（間渕 晃君） 可児市が今回購入するものの倍のものを国が持っています。その国のものを見てみますと、10分で小学校のプールを空にするとありますので、その半分ですので、20分で小学校のプールを空にするというような感じになります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、続いて討論に移ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論を終了とさせていただきます。

これより議案第45号 財産の取得についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

執行部の方、ありがとうございました。

休憩 午前9時39分

再開 午前9時40分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項(1)の「可児市下水道事業の適正な使用料について」の諮問についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（松岡智之君） よろしく申し上げます。

2. 報告事項の(1)「可児市下水道事業の適正な使用料について」の諮問について報告をさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

下水道使用料の見直しの検討は、可児市下水道事業経営戦略において5年ごとに行うこととしております。前回の見直しにつきましては、令和元年度に算定期間を令和2年度から令和6年度の5年間として行い、使用料の改定は行いませんでした。

使用料の見直しの検討は令和6年度に見直しを行う予定でありましたが、令和6年度に農業集落排水事業を下水道事業会計へ会計統合したことに伴い、統合後の決算を踏まえ、令和7年度に行うこととしました。

今回の諮問事項は、農業集落排水事業を下水道事業会計に会計統合後の決算、木曽川右岸流域下水道維持管理負担金の単価改定、近年の物価上昇、企業債の償還額の減少、将来における施設及び設備の更新費用を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間の適正な下水道使用料について、可児市上下水道事業経営審議会へ諮問させていただきます。

今後の予定としましては、令和7年7月頃に可児市上下水道事業経営審議会へ諮問し、年内に答申を受ける予定です。また、総務省からの通知では令和7年度末までに経営戦略を見直すことが求められておりますので、答申内容を投資・財政計画に反映し、可児市下水道事業経営戦略の改定を行います。計画期間は、令和8年度から令和17年度の10年間となります。

議員の皆様には、令和8年3月議会の建設市民委員会で答申内容及び改定いたしました可児市下水道事業経営戦略について報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

す。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございました。

この件に関しまして、質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） 答申を年内にいただいて、戦略見直しが年度末ということですが、スケジュール的にどうかなと思うんですが、いかがですか。

○上下水道料金課長（松岡智之君） スケジュール的には、予定では令和7年12月に答申を受け、同時に経営戦略のほうにつきましても並行して改定作業を行いますので、答申の審議の内容を踏まえつつ、経営戦略の改定を行いますので、スケジュール的には問題ないと思っております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はお願いします。

○委員（酒井正司君） 全部上がっていくということだろうと思うんですが、1つだけ明るい材料として企業債の償還額が減ることがあるんですが、これはどの程度減る予定ですか。

○上下水道料金課長（松岡智之君） 令和7年度から大体10年度ぐらいのところで、年間で毎年1億円から、多いときで3億円ぐらい減る予定になっております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、報告事項(2)の大森奥山地内（櫛ヶ丘）開発事業についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（今井亨紀君） 報告事項(2)大森奥山地内（櫛ヶ丘）開発事業について報告いたします。

令和5年9月の建設市民委員会で報告をしておりますけれども、前回報告以降の進捗状況等について報告をいたします。

資料のほう、4ページの開発事業の事業概要を御覧ください。

大森奥山地内においては、前回までの報告のとおり6件の開発物件があり、うち2件は太陽光発電事業で既に工事を完了し、発電運転中というふうになっております。4件については、住宅分譲が1件、資材置場が3件で、現在工事中という状況です。

今回の報告は、工事中の4件について報告します。

資料5ページ、開発事業位置図を御覧ください。

大森奥山地内での各開発事業の現場の位置を示しておりますので、御確認をお願いいたします。

初めに①事業者、株式会社八洲が土砂採取後、残土を受け入れて資材置場とする事業を行っております。計画図面は資料6ページの別添図面1となります。

全て図面データのほうが縦になっていますので、右のほうにボタンで回転とか拡大縮小するようにできると思いますので、よろしくお願いいたします。

こちらのほう、完成予定の年月日が令和11年8月31日までとなっておりまして、開発面積は約7.8ヘクタールです。現在は、前回の報告と同様、仮設の沈砂調整池を設置するとともに、泥引き防止としてプールを設置するなど、防災対策を講じながら土砂採取を行い、外部からの土砂を受け入れて埋め立てているところです。

現在の進捗状況としては、前回変更がありましたということで報告していると思うんですが、変更前の箇所については掘削が完了していると。あと、この現場については、砂利採取と外部からの土砂の受入れを行っているために、県と市、市のほうは商工振興課と環境課になりますが、定期に立入りを行っているということです。

変更後の箇所については、砂利採取が4割程度、発生土の受入れが7割弱完了しているということです。

次に、②事業者、株式会社シー・クエンスが住宅分譲128区画の住宅団地とする事業を行っております。

計画図面は資料7ページの別添図面2となります。

開発面積は約8.4ヘクタールから約6.7ヘクタールに変更。事業予定期間は平成30年12月から令和6年12月までとなっておりましたが、終期を令和7年12月までに延長しました。

開発区域を第1工区と第2工区の2つの工区に分けておりまして、第1工区については令和元年の11月に完了検査済みとなっておりまして、63区画の宅地分譲全てが完売し、入居されているという状況です。第2工区につきましては、残り65区画の宅地分譲を造成するものとなっております。

前回報告時において、造成するための土砂の一部の搬入、のり面の盛土等が行われておりまして、調整池の調整容量の再検討を含めた変更部分等について市と協議を行っている段階と報告をしておりましたが、令和7年2月下旬に可児市市民参画と協働のまちづくり条例のほうで変更開発協議が完了しまして、令和7年の3月下旬に都市計画法の開発の変更というふうになっております。現在は、完成に向け本格的な工事が進められている状況です。

建設市民委員会で懸念されている土砂災害等については、昨年度までは第2工区内に雨水対策としての仮設沈砂池が設置されておりまして、仮設調整しながら雨水排水がある程度機能しておるところで、前回の報告以降、大きな被害の報告というのはなかったと認識をしております。

しかしながら、昨年度末3月24日月曜日の夕方、突発的な大雨がありまして、図面上で水色の部分ですが、ここに調整池がありますが、その付近が工事用の搬入口となっておりまして、そこが水口となって工事が本格化したことによって、仮設調整機能や仮設排水路の確保が手薄になった状態の現場の状況が重なって、市道27号からこの現場に入る市道2318号において泥水が流出して、一時的には道路一面が川のような状態になったというふうに報告を受けております。

当日は当課の職員が現場に向かい、現地を確認して、開発現場の工事施工者において道路面上の泥の撤去及び清掃を行っております。当課においては、今後、雨季の時期に入ることから、事業者に対して工事施工段階に即した仮設防災対策工事を指示し、対策図面を確認して現場の防災対策を確認しております。

その後、4月から5月にかけて5回ほど可児市内でも10分10ミリを超えるなどの雨量の多い日がありました。また、直近では、6月10日から11日、また6月14日から15日にかけて市内でも大雨がありましたが、こちらの開発現場において特に被害報告もなく、市による現場確認においても、今やっている防災対策というのが機能しているだろうというふうに受け止めております。

次に、⑤事業者、株式会社横山工業でございますが、こちらのほう、残土受入れにより資材置場とする事業となっております。

計画図面につきましては、資料8ページの別添図面3となります。

開発面積は約4.3ヘクタール、事業予定期間は令和3年4月から令和5年12月となっておりますが、終期を令和9年3月までに延長しました。延長理由としては、元の期間中に調整池等の防災施設の設置に専念していたためというものでございます。

現在の進捗状況は、沈砂調整池、ため池の洪水曝気工事について完了し、排水施設工や緑化工について進めているという状況です。

完成時期については、外部からの土砂の搬入時期は未定ですけれども、令和9年の3月頃になるという見込みとなっております。

最後に、⑥事業者、株式会社庭萬が土砂採取を行って資材置場とする事業を行っております。

計画図面は、資料9ページの別添図面4となります。

開発面積は約10.2ヘクタール、事業予定期間としては令和3年5月から令和6年5月までとなっておりますけれども、終期を令和9年5月までに延長しました。延長理由としては、同社の他の事業を優先したところ、当該事業に早期に着手できなかったためというもののようにございます。

現在の状況につきましては、伐採工事に関してが7割程度が進捗したということで、その他の工事については未着工というふうになっておりまして、状況を見ながら進めていくという予定とのことでございます。

大森奥山地内の開発事業に関する報告は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方はお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） ちょっとお尋ねしますが、沈砂調整池の規模というかサイズについて、現行の法令関係では、土砂降りの雨が降ると、といっても50年に一遍とかいって、一定のこれまでのレベルで設定されて設計が許可されていたと思うんですけど、さっきのお話で、たまにはあふれるときが出てくるようなこともあるみたいなので、現在はどれぐらいの集中豪

雨というか、雨量が、時間当たりどれぐらいが降り続けると沈砂調整池の上限に達してしまうのかというのは分かりますか。

○建築指導課長（今井亨紀君） 今の仮設のものの話ではなくて。

○委員（伊藤健二君） 出来上がっていったときに。

○建築指導課長（今井亨紀君） 今の話として、工事中の仮設の話ではなく、完成してからのものの話でしょうか。

○委員（伊藤健二君） はい。

○建築指導課長（今井亨紀君） ごめんなさい。細かい数字がちょっと今出てきませんが、住宅団地のほうの調整池、こちらのほうは都市計画法の開発許可の基準に基づいて設置をいただいております。

あと、ほかのところが開発許可を伴っていないものですから、資材置場ということで。こちらのほうも調整池を設けておりますけれども、基本的には開発の基準と同等の内容で検討いただいて、協定書を結んでいるということでございます。

○委員（伊藤健二君） それで、時々、時間20ミリ、30ミリを超えると、相当激しい雨になりますよね。時間雨量50ミリぐらい降ると、それが時間雨量なんで、1時間なのか、2時間によっても変わってくるけど、総雨量がどれぐらい耐えられるのか、その調整池が。

というのは、一般基準はどうなっていますかというのを聞いておるんですけど、最近は時間雨量で100ミリなんていうとんでもない降り方がたまにあるので、局地的ですけれども。そういうのが来たときに、この開発に伴ってあちこちで水があふれるという事態に簡単になってしまうのか。いやいや、そこまで行くことはまず通常は考えられませんがという基準で造られていますということなのか、どっちなのでしょうかね。

あそこは大丈夫、あふれてこないというのは、市民の間で簡単な会話として出てくるわけですよ。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○建築指導課長（今井亨紀君） 基準の細かな数字が今ないので申し訳ないんですけど、たしか計算の過程では30年に一度とか、そういった雨量などを基に雨量の計算、あとは排水先の川、これでいくと大森川とかになってくると思うんですけど、そちらの断面と雨量を計算して、その基準に耐え得るといえるのか、調整して流すということでやっておりますので、ここ最近の雨で、まだ完成はしていませんけれども、最近あったような大雨の程度であれば、調整して一旦ためて流していくという格好になると思いますので、ごめんなさい、今、細かな計算の過程の数字がちょっとなくて申し訳ないんですけども、そういった岐阜県の開発の手引というのがございますので、そちらのほうで設計した上で容量を確認して施工しているということになります。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですが、ちょっと私のほうからお聞きいたしたいと思いますが、①の株式会社八洲のほうで、砂利採取より受入れのほうが多い数字を先ほど説明されましたけど、砂利採取が4割、受入れが7割ということの説明があったかと思いますが、受入れが多いというのはどういった状況でしょうか。その辺り、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○**建築指導課長（今井亨紀君）** すみません。その辺り、私どもも市の立入り、私の部署とは違うんですけれども、立ち入りされたところからお聞きした内容になっておりまして、ちょっと詳しい状況は私のほうで把握しておりません。

○**委員長（伊藤 壽君）** また、分かったらお願いしたいと思いますが。

あと、次にお聞きしたいんですが、②のほうの住宅分譲、これはいつ頃から分譲は始まる予定か分かりますか。

○**建築指導課長（今井亨紀君）** 先ほど申しました工期があると思いますけれども、それが完成する見込みが今年中ぐらいだと思われますので、その後になるかというふうに思います。

○**委員長（伊藤 壽君）** 続けて、次よろしいですか。

⑤の残土処理の件ですが、今は土砂を取った状態だと思うんですが、大ざっぱに言って。搬入もされるわけだと思うんですが、搬入はいつ頃からというのは分かりますか。

○**建築指導課長（今井亨紀君）** ⑤につきましては、この図面上、少しオレンジがかかった部分のところ、平場になってくる場所ですけれども、ここはまだ土が入っていない状況かと思っておりますので、この辺りに土が入っていくというところですが、今こちらで把握している内容としては、先ほど御説明したように外部からの土砂の搬入時期というのがまだ未定ということなので把握はしておりませんが、工期が令和9年3月頃という情報しかございませんので、それまでにだろうということかと思っております。

○**委員長（伊藤 壽君）** ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件に関してはこれで終了といたします。

次に、報告事項(3)の可児市兼山・御嵩町地内太陽光発電施設計画の廃止についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○**建築指導課長（今井亨紀君）** 報告事項の(3)可児市兼山・御嵩町地内太陽光発電施設計画の廃止についてということで報告します。

令和6年の可児市議会第5回定例会の建設市民委員会において、委員会質疑のありました兼山の古城山と御嵩町にまたがる太陽光発電施設の計画につきまして、可児市市民参画と協働のまちづくり条例による協議中というふうになっておりましたけれども、事業継続を断念したという理由によりまして、令和7年3月31日付で事業の廃止届が提出され、受理いたしましたので報告をいたします。

報告は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関して質疑がある方はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 関係方面への説明とか等々は、なされているのでしょうか。例えば、兼山の自治会その他。お願いします。

○建築指導課長（今井亨紀君） 廃止届を事業者からいただいた際に、兼山の自治連合会、そちらのほうには、そういった事業の断念したという説明は実施をされておるといふふうにお聞きをしております。

あと御嵩町とか、そちらのほうは前回報告させていただいたとおり、御嵩町のほうの条例に基づく事前届というのがあるんですけれども、それについては排水同意等そういったものがないということで、不受理の状態ということで、現状は何も届出が出てきていないという状況になっておりますので、御嵩町にはこちらで廃止届が出されたということは情報共有は図っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はお願いします。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、次の報告事項(4)リニア中央新幹線（大森工区）の進捗状況についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） リニア中央新幹線（大森工区）の進捗状況についてです。

まず初めに、工事の進捗状況です。これは令和7年5月末現在の情報でございます。

第一中京圏トンネルの大森工区は全長約4.9キロメートル、そのうち隣接工区との境から約1.2キロメートルまで掘削を進めております。非常口のトンネルと本坑の交点から約1.1キロメートル、大現場ですと新田川の付近というところになります。

続きまして、要対策土の状況でございます。

発生済土量としましては、約25万立米。そのうち要対策土ですが、約5,600立米。その5,600立米ですが、工事ヤード内のシャシーピットに約700立米、大森の仮置場に約4,900立米置いております。最近、ヒ素・六価クロム等の自然由来の重金属等が発生しておりますので、多少増加傾向というところでございます。

それから、JR東海からの情報なんですが、大森仮置場内に仮置き中の要対策土につきましては、現在、場外へ搬出することを計画しておるとのことです。具体的な搬出場所、搬出時期、搬出量については、現在調整中ということ聞いております。

私からは以上になります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましてはこれで終了といたします。

すみません。ここで報告事項(5)の大森財産区におけるリニア残土仮置場についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

建設市民委員会の所管課以外です。管財検査課になりますが、リニアの工事のほうと密接に関係があると思いますので、管財検査課の説明を求めることにいたしました。

それでは、管財検査課長、よろしくお願いします。

○管財検査課長（太田武則君） 10ページを御覧ください。

赤い丸2つ囲ってございまして、左側の発生土仮置場についてでございます。

大森財産区の残土仮置場の賃貸借契約について、J R 東海から土地の使用に係る賃貸借契約の変更協議というものが令和6年12月12日の建設市民委員会に続きまして報告させていただきます。

令和6年7月22日に大森財産区のほうから、J R 東海に契約変更に応じるための5つの条件が示されておりました。具体的には、1つ目、契約変更に至った要因を示すこと。2つ目、具体的な契約期間を示すこと。3つ目、現状での適正な借地料を提示すること。4つ目、現時点での要対策土の最終処分地及び方法を示すこと。5つ目、契約終了時には、現行契約書第6条を守り返還すること。以上の5つでございました。

これらの大森財産区からの条件に対しまして、J R 東海のほうから令和6年11月15日と令和7年2月20日に回答があり、その回答の中で、大森財産区から令和7年5月26日に変更についての同意というものがございました。これを基に、令和7年6月17日でございますが、土地の利用に係る賃貸借変更契約書及び発生土仮置場に関する変更覚書を締結しております。

土地の利用に関する賃貸借変更契約の主な変更内容でございますが、3点ほどございます。

1点目は、賃貸借の期間についてでございます。令和2年11月1日から令和7年10月31日までだったものを、今回令和2年11月1日から令和12年3月31日までとしております。

2点目です。賃貸借料につきまして、令和2年11月1日から令和7年10月31日までは年額121万9,200円でした。そちらを令和7年11月1日からは年額113万4,300円としております。

3点目です。返還についてでございます。契約期間が満了するまでに、または本契約が解除されるまでに、発生土仮置場を使用するために設置した工作物等及び発生土を全て撤去し、植林した状態で返還するものとするとしております。また、発生土仮置場に関する変更覚書の主な変更内容といたしましては、借地期間満了日の1年前までに最終的な処分方法を決定することとすると条文が追加となっております。

報告は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑がある方はお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 今、大変重要な内容をるる御説明いただきました。これまでも私のほうからは、これに関わる議論をいろんな場で、この委員会でもやっていますが、一般質問等でもやっており、市の考えをその都度尋ねてきましたが、それに答える内容になっている

と思うので、今述べられたのはこの資料のどこに載っていますか。

10ページには赤丸で囲った2つの絵と、このことだよというのでよく分かるんですけど、今おっしゃられた、管財検査課の課長がおっしゃられた、その中身を文面というか文字にさせていただくことはできませんか。要するに、書き切れなかった点もあるんで、その点どうでしょうか。御返事いただきたい。

○管財検査課長（太田武則君） まず資料につきましては、申し訳ございませんでした。

今おっしゃってみえた今回の要点につきましては、改めてまたまとめたものを御提示させていただきたいと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 早めをお願いします。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですが、ちょっと私のほうからお聞きしてもいいですか。

まず、この年間の使用料が変わってきたのは何か理由がありますか。

○管財検査課長（太田武則君） 年間の使用料につきましては、当初の契約時点、令和2年のときにはその時点での借地料を計算しておりまして、今回、期間延長ということになりますので、基準日といたしましては、延びた期間につきましては令和7年度、時点修正ということになるんですが、令和7年度の価格をもって算定をしております。

すみません。先ほど言葉で申し訳なかったんですが、今回、前回よりも金額としては8万4,900円ほど、年額としては下がっております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

質疑がある方はほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件につきまして終了といたします。

ここで15分間休憩をしたいと思います。10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時33分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

では、まず可児市地域公共交通計画策定に関する提言の案から協議をお願いしたいと思います。

これにつきましては、皆さん見ていただけたということでよろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

14ページのところに表がございます。建設市民委員会主な活動という表がございますが、

ここに1項目入っております。皆さんにさつきバスに乗っていただいて、実際に調査していただいた乗客の意見とか、運転手からの意見を聴取していただいた項目が抜けていますので、それを入れてあります。そこがこのmoreNOTEの資料から変わっている点です。

すみません。これに関して何か御意見がございますか。

○委員（川上文浩君） この20ページが運転手さんからのアンケートということが書いてないから分からない。

〔「資料の一番上にある」の声あり〕

ごめん。切れておった。画面で。すみません。分かりました。

〔「こちらは参考資料ということで」の声あり〕

分かっています。分かっていますが大事な意見なので、高校生のアンケートと含めて、これは載せられたほうがいいのかなと思って。

○委員長（伊藤 壽君） これは建設委員会から市長宛てということで、可児市地域公共交通計画策定に関する提言ということで、次期の可児市地域公共交通計画に反映してくださいという文章をつけております。

それから、その内容につきましては、さつきバス全体として遅延対策と安全運転を両立し、住民目線でより利用しやすい公共交通とするため、5点について検討を実現されたいということで、皆さんから出していただきました意見5項目をここにまとめてあります。

それから、次のページ、12ページですね。ここではデマンドバスについて述べております。上段部分です。デマンドバスでこういう点とか、それこそ周知とか、スポンサーとか、そういったようなことをここで検討してくださいということで述べておりますし、その下段で、皆様方に実際にさつきバスに乗車していただいて調査していただいた結果、主に利用者ですが、運転手からも聴取した意見をまとめて、ここに改善点等を上げております。これは地域別になっております。

中心循環線地区、それから帷子・西可児地区、今渡・土田地区、兼山地区、大森・桜ヶ丘地区、それからデマンドバスのみ運行している地区と、こういうふうに分けてあります。

13ページへ行っていただくと、名鉄広見線についてここで述べております。

ただ、これ、すみません。名鉄広見線について、ちょっと文言が、ここで述べているのと、それから後ほどまた見ていただきたいんですが、報告書の中で出てくる文面と若干違いますので、これもまた報告書のほうで私としては統一していきたいというような思いがありますが、また皆さんの意見をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

ということで、それぞれまとめました提言、これらを通じて、可児市における公共交通網の未来に向けた持続可能で包括的な制度設計を実現されたいというまとめにしております。

それから、14ページ、ここでは建設市民委員会の主な活動ということで、皆様方に今まで取り組んでいただいた活動をここで載せております。先ほど言いましたが、1項目ここで追加しておりますので、さつきバスに乗車して意見をいただいたこの活動について、ここに1項目増やしておりますので、よろしくお願いします。

それから、あとは資料として公共交通について高校生対象に行ったアンケート結果の集計表をまとめております。

それから20ページには、運転手を対象としたさつきバスに関するアンケート結果をまとめております。

以上、資料として載せております。よろしくお願いします。

この件につきまして、あらかじめ確認していただいておりますので、御意見がありましたらお願いします。

○委員（川上文浩君） 先ほど委員長も一言おっしゃったんだけど、報告書と提言の内容の大まかなところはいいです。名鉄広見線に関しては、言っている内容はそれほど変わらなくはないんだけど、より具体的に報告書のほうはなっていますよね、非常に。委員長は、これをそちらのほうでと先ほどおっしゃったんですけど、提言の内容を、これを変更するという意味で捉えてよろしいか。となると、提言をきっちり変えないと駄目になってくるんですけど、そこは委員長、どう思われているのか。

○委員長（伊藤 壽君） 報告書に沿って提言のほうを変えていきたいというふうに思いますが、その辺は御意見として何かありましたら。

○委員（川上文浩君） 提言って、今日まとめないかんのですよね。

○委員長（伊藤 壽君） はい。どちらも今日まとめていきたいと思います。

○委員（川上文浩君） ですよ。

それを考えたやつを出してもらったほうがよかった。これから全部これを変えていくというよりも、それを考えたものを出してくれるとそれを土台にしてやれるんですが、じゃあ、この提言の部分の名鉄広見線に関しては、これを大幅に変更するということでもいいですか。

○委員長（伊藤 壽君） そうです。

すみません。両方、まず報告書のほうも説明して、それから検討していただくということでもいいですか。名鉄広見線に関して。

○委員（川上文浩君） いいですけど、報告書も大事だし、提言もすごく大事で、提言というのは、まさしく提言なので、市長への提言なので、報告書よりも提言のほうが最優先されるんだろうというふうに思います。提言ですので、これは委員会で全会一致で出して、その後どう処理されるのか。まずそれを教えて。

○委員長（伊藤 壽君） 現時点での流れですが、まず議会運営委員会に建設市民委員会としての所管事項調査で、その結果報告をして、議会全員協議会で全議員の共通の理解をしていただいて、本会議で所管事務調査報告ということで、本会議で提言を説明していきたいというふうに思うんですが。

○委員（川上文浩君） 提言は、委員会の所管事務調査の中で提言しますと言って、委員長が本会議で報告されるということ。

ちょっと事務局長、流れがちょっと分らん。

○議会事務局長（鈴木賢司君） 提言を出すタイミングというのは、何をもって出すのという

話で、委員長が議長に出して、公式の場じゃないところで、議長から市長のほうに提言ですというふうに出すというパターンなのか、本会議で一応提言という格好で出しますという報告的なものを前もって出すのかという話の中で、本会議でそういったものは言ったほうがいいんじゃないのという話があったんです。

ただ、付託議案ではないので、審議案件としては所管事務調査になるだろうと。所管事務調査としてという報告というところを、じゃあほかのところはどうやっているのかというと、やっぱり所管事務調査としての報告を議会としてしているんですね。

ですので、今回、所管事務調査として提言を上げるという話になる前触れとしては、まず所管事務調査結果報告書というのが委員会から出されて、こういう形で結果報告になりましたと。調査事項としてこういうふうでしたというのがまず前提にあった上で、なおかつその中に提言が盛り込まれて、こういった要望がありますというのを別棟で提言として出すという格好にしないとおかしいということが、筋書として出てきたという話なんですよ。

ですので、まずもって報告書がこれでいいのかというところを諮ってもらって、その上で摘んだものが提言になるので、提言でこういうふうに出しますというのがストーリーになってきますので、まず提言書がどうだこうだという話ではなくて、報告書としてこういうふうにとまとめて委員会として出しますということが前提になるんじゃないかなという気はするんですけども。

○委員長（伊藤 壽君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時02分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、報告書ですね。今日の資料の建設市民委員会所管事務調査報告書という項目がございます。

よろしいですか。

その3ページ。3ページの中段に名鉄広見線についてというのがございます。

〔「休憩」の声あり〕

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○委員長（伊藤 壽君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

皆さん、よろしいですか。

報告書と提言案の両方、文案を出していただきました。多分、左側のほうでよろしいですか。

建設市民委員会所管事務調査報告書という別紙、そこに、中段に名鉄広見線についてとい

うのがございます。こちらのほうは初めて見られる方がいるかと思いますが、ここの文言は、名鉄広見線（新可児－御嵩駅間）の今後の在り方は、可児市地域公共交通計画の策定に大きな影響を及ぼす重要な問題であると。存廃については審議中であるが、提案されているみなし上下分離方式に関しては、運行継続に係る今後の自治体負担総額並びに突発的な事情が生じた場合の費用見通しなどが不透明であると。かなりのリスクを負うことが想定され、今後は、財政支出と利用者数の状況を勘案し、慎重な判断が求められる。さらに、当該区間は県立高校への通学利用が多く、岐阜県及び岐阜県教育委員会にも積極的にアプローチしていく必要がある。

また、名鉄広見線（新可児－犬山駅間）の路線についても、将来にわたる安定的な運行を確保するため、必要な対策を講じていかなければならないという文面になっております。

右側のほうを続けて読みます。

右側のほうの提言案に書いた文面ですが、これについては名鉄広見線（新可児－御嵩駅間）の今後の在り方は、可児市地域公共交通計画の策定に大きな影響を及ぼす重要な問題である。したがって、今後の動向について議会と十分情報を共有されたい。

また、名鉄広見線（新可児－犬山駅間）の路線についても、将来にわたる安定的な運行を確保するため必要な対策を講じられるよう強く要望するという、これは提言案のほうの文面でございます。この両方を見ていただきまして、また委員の皆様の意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員（川上文浩君） 両方比較すると、提言のほうの名鉄広見線についてですけど、内容がちょっと簡素化し過ぎているかなというところがあって、やはり強調したいのは、一番大事なのは、運行継続に係る今後の自治体の負担とか、そういった費用が不透明であるということが明らかになって、市長もそれを認めていますので、そこのところは提言にも少し盛り込んだほうがいい。だから、そこを議会と早く共有するようにと。本来の数字、運行に係る数字というものが、より正しい数字、完璧なものはないとは思うんですけども、やはり基本的な内容でいうと、今、名古屋鉄道側は現場に入って積算したわけではないということは、机上でそろばんをはじいただけという話になってくると、これが大幅に変わってくると。

今後、耐震補強も含めて中の路線の調査というものが入ってくると、これも時間もかかるし、相当お金もかかります。というところがあるので、そこのところはやはり明確な数字が欲しいと思うので、ちょっとそこをうまく表現してもらえないかなというところがあります。

あとは通学として使うインフラとして、やはり様々な方法というか、バスの代替、スクールバスも含めて検討が必要ということなので、そこのところは県とよく相談してほしいという部分もありますし、例えば県が、いかほどじゃあ、これから協力的に出す可能性があるのかというと、そこのところというのはこれから分からないので、提言にはやはり県との部分を、少し表現を入れたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、やはり大切なのは、今後の広見線の新可児－犬山駅間でですけども、これはもう具体的に早急に予算を立てて、予算づけをして、様々な手法で議会とともに取り組むようにとい

うことを提言に入れると、いいんじゃないかなというふうに。市長とは、ちょっと懇談、私も少ししましたが、やっぱり議会からのいろんな案もいただきながら、新可児一犬山駅間の活性化は一丁目一番地の事業として考えていくということはおっしゃっているので、本当にこれ大切なことなので、そこのところは提言にも少し入れてもらえたらなという。

どちらかというと、報告書のほうをもう少し簡単にしたものがこっちへ来るといいのかなというような気がしているかなと。ちょっと簡素化し過ぎちゃったかなみたいな、提言のほうがというところが感じるかなと。私はそういう思いです。

報告書があるから伝わるといえば伝わらんことはないんだけど、でも提言書のほうが残っていますからね。報告書は残っていくという感じじゃない。提言というのは必ず提言書として残ってくる。決議と同じようなあれですからというふうな取扱いでお願いできたらなと思います。

○委員長（伊藤 壽君） 報告書のほうは委員会から議長へということになりますので、どちらかというと市長へは伝わらない、理論的にはね。ということになるかと思います。

○委員（伊藤健二君） 今、川上委員が言われた内容が基本でいいと思うんです。この書いてある中身で大事なことは、さっき言った費用見通しなどが不透明であり云々、そこまでも重要であり、私、ちょっと補強をしたらいいと思うのは、この積極的にアプローチしていくというのが県教育関係、岐阜県及び岐阜県教育委員会に対して積極的なアプローチと書いてあるんだが、これ、どういう意味か分かって分からないんですよ。通学のバスの問題、あるいは、もうちょっと財政論からの別の問題とか、その辺を項目程度でいいから、どういうことについてどういう方向にしろということを書きたいのかを書き加えて、あとは大体こんな感じでいいと思うんです。

新可児一犬山駅間については、ちょっと書きぶり、イメージが私自身からないので、それはイメージを持つ人が補強してもらえればと思いますが、そういう形でこの十何行の書きぶりを補強して提出をしたらどうか。提言という形にまとめたらどうかと思いますが。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） 今のはあれですか、報告書のほうの案を補強して提言案のほうへ持ってくるということでしょうか。

○委員（酒井正司君） 全く同意見ですが、ただ1つ確認ですけど、当然提言はされたいという文語体で書かれていて、この報告書はしなければならないでは、かなり先ほどの本来の西可児一犬山駅間の積極的なというところに、積極的な政策を講じられたいという同じような表現に統一していただきたい。一応念のために。

○委員長（伊藤 壽君） 表現の統一ということですね。最後の語尾のほうを特に。

○委員（山田喜弘君） おおむねこれで、あとはグループウェアで意見が言えるならグループウェアで言いますけど。それとも、もうここで。

○委員長（伊藤 壽君） できたら今日、またグループウェアは別として、できたら今日は意見をいただきたいんですが。

○委員（山田喜弘君） 名鉄広見線にとっては、この前市長が来て説明を受けて、活性化とはなんですかと言ったら、基本的には乗降客数を増やすことだと明言されましたので、そのための対策をしっかりと取り組むように、そういう文言が入るかどうか分かりますけれども、活性化で済みますか、具体的にもう少し何か言うか、乗降数を増やすための施策を講じるみたいなことに付け加えるかというのをちょっと考えてもらいたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見はございませんか。

高木委員、何かありましたらお願いします。

○委員（高木将延君） 名鉄広見線の可児一犬山駅間なんですけど、やはり我々がバス中心に公共交通を考えてきた中で、そこへの結束だとか、接続をどうしようかというのがやっぱり大きな課題になっていて、それが基盤になっているということをもう少し強調してもいいのかなというふうに思いました。

今の現状から必要な対策を講じるというところも大事なんですけど、その前提として、やはり我々も調査・研究してきて、バス路線がつながっているという、その今の状況なんかをもう少し強調して書いておくのも必要なのかなというふうには思いました。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

すみません。奥村委員、御意見ありましたらお願いします。

○委員（奥村新五君） 名古屋鉄道の件に関しては、調査も学生からアンケートを取りましたけど、それ以外のところの意見がやっぱり市民として重要じゃないかなと。だから、今までずっと調査してきたところ、関係者にかなりのアンケートを取ったりなんかしていますので、ある意味で意見が偏っているような気がしています。

○委員長（伊藤 壽君） また皆さんの意見を取りまとめて。

意見、それぞれ委員の方が言っていただきましたけど、何か付け加えて。

○委員（川上文浩君） 今まで調査してきたことをこれだけまとめて、それで出すということです。

特に名鉄広見線に関しては、御嵩町議会は意思決定は決議まで出して全会一致でされていますが、可児市議会では初めての方向性ということになるので、そのところの表現については、全文がこの名鉄広見線に関して出てきたところで、やっぱりみんなでチェックをし合って了解した上で出していくということをもう一段階やらないと、これが可児市議会での名鉄広見線に対する公式的な考え方というふうにマスコミも捉えてきますので、そのところだけ皆さんでよくチェックしてもらって、議長にもお願いしてチェックしてもらって、その部分の表現をまとめるということをお願いしたいというふうに。

あんまり安易にぼんぼんと出しちゃうと、影響ありますということは自覚してやっておいたほうがいいかなというふうに。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに、この広見線の件について全体を通して御意見のある方は。

〔挙手する者なし〕

皆さんの意見は出尽くしたということによろしいですか。

それでは、今いただいた意見を基に文案を検討してみます。報告書と提言のほうの意見、文案を加味しつつ、皆さんからいただいた意見を取り入れて作ってみたいと思いますので、またそれはグループウェアへ載せて確認、意見をいただきたいというふうに思います。意見は全ていただいたということで、よろしくお願いします。

あと、この件につきまして、全体として、さつきバス、デマンドバス、公共交通全般として御意見、この提言の案でよろしいでしょうかね。

〔「はい」の声あり〕

この件に関しても、再度確認をよろしくお願いします。

報告書がございます。この報告書、基本的には提言案のほうから来ております。今まで、今回議論していただきました名鉄広見線については、これも踏まえて、また提案していきたいというふうに思いますが、広見線の書きぶり、これはこれでよろしいですかね、これは。この状態で、先ほど確認していただいたとおりで。

報告書のほうはこれでいくということで、よろしくお願いします。提言案のほうを皆さんの意見で直していくと。訂正していくということで、了解ということでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

名鉄広見線の件に関しましては、そのようにさせていただきます。

あと、報告書全体を見られて意見がありましたら。

いいですか。

報告書並びに提言案につきましては、まとめて皆さんに提示して御意見をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

これらの件に関しまして、何かありましたら。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、この件に関しましては、これで終了とさせていただきます。

続きまして、次期委員会への引継ぎ事項ということで。

すみません。お待たせしました。

建設市民委員会資料24ページをお願いします。

そこに建設市民委員会の引き継ぎ事項（案）ということで掲載しております。この内容につきましては公共交通についてということで、これを読み上げていきます。

今までの調査・研究で聞いた市民の声を令和8年度に今計画期間に終了する可児市地域公共交通網形成計画の見直しに生かすよう提言として取りまとめた。今年度策定する計画への反映状況について確認していくこと。また、鉄道や路線バス、タクシーを含めた公共交通全般の中で、特に名鉄広見線（犬山－御嵩駅間）について関係機関との情報共有を図るとともに、今後の動向を注視していくことという、1つ、公共交通についての1項目と、2項目として、これは昨年度、今年度と一緒にですが、2つ目、新たに取り組む課題として、近年、異

常気象による災害や農業への被害が頻発しているが、この要因の一つが地球温暖化と言われる。このまま温暖化が進行すると、生命に関わる甚大な影響が予測される。よって、市民、事業者、行政が一体となって脱炭素社会への取組を進める必要がある。

市においては、可児市地球温暖化対策の実行計画を推進するため推進体制を整え、全庁的に取り組むこととしている。したがって、脱炭素社会への取組を委員会の新たな課題として設定し、議会報告会、市民団体との懇談会などにより、高校生など若い世代を含め、市民の考え方、意見などを聴取しながら課題を絞り込み、その解決に向けて取り組むことという2項目にいたしました。よろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 1. 公共交通についての文言について、もうちょっとだけ整理したほうがいいんじゃないでしょうか。

分かりにくいのは、市民の声を反映せよというのは、取りまとめるというのは分かったんですが、令和8年度に計画期間が終了する「今」、この文字は要らない。あると余計混乱する。令和8年度に計画期間が終了する可児市公共交通、これは正式名称で、この見直しに生かすよう取りまとめた。

その後の3行目、今年度策定する計画って何を指しているんですか。公共交通形成計画のことを言おうとしているんですか。

○委員長（伊藤 壽君） はい。

○委員（伊藤健二君） 令和8年度に終了するので、令和7年度につくって、令和8年度は何をやるんですか。

○委員長（伊藤 壽君） 見直し。

○委員（伊藤健二君） 令和7年、令和8年と見直しを2年間やるんですか。

○委員長（伊藤 壽君） そういうことになりますね。

○委員（伊藤健二君） そうなるんですか。よく分からない。私の認識不足ですか。

○委員長（伊藤 壽君） 実際に令和7年度には出来上がると思うんですけど。

○委員（伊藤健二君） 次期計画案というものが、令和8年度の年度始めに発表されるということですか。

○委員（川上文浩君） 執行部はいないんですけど、公共交通の計画は、この名鉄広見線の影響があつてずれていくというふうに聞いているので、まだ確定的に、本来ですとこの秋ぐらいに確定していききたいというのが、今そうでもないようなところまで来ている可能性もあるので、そこのところはちょっと令和8年度にまたぐ可能性もありますし、もう少し遅れる可能性もありますし、その名鉄広見線の新可児－御嵩駅間の動きがこれから動き出していくので、6月に結論を出すものがなくなっちゃいましたので、実質的に。例えば年内とか年度内という話になってくると、計画のほうもずれていくと思うんです。

だから、その辺のところは、ちょっと不確定なものがあるので仕方ないかなというふうに。

○委員（伊藤健二君） 令和9年の3月に、一応年度終わりということですよ。あんまりここだけで強調しないほうがいいなあという気がする。

○委員長（伊藤 壽君） この辺りはちょっと考えてみます。

○委員（伊藤健二君） ちょっと補正してください。

○委員長（伊藤 壽君） ただいまいただきました意見を基に、再度校正しまして、またこれも示させていただきます。ありがとうございます。

以上で全て終了いたしました。ほかに何かありましたら。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、これで建設市民委員会を終了とさせていただきます。御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時27分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 6 月 19 日

可児市建設市民委員会委員長